

地震防災対策基準

令和2年3月31日
静岡市

目次

- 第1章 総則
- 第2章 防災体制及び情報伝達
- 第3章 点検及び整備
- 第4章 船舶の運航中止及び避難等
- 第5章 教育、訓練及び広報

添付書類

- 応急対策実施状況通報一覧表
- 非常連絡網 井川地区支部
- 避難経路図

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、静岡市が営む井川湖における旅客船事業に適用する。

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は警戒宣言が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 防災対策部長と船長との連絡は、26MHz 無線により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本部の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市長から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第9条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な着岸地へ向けて航行中若しくは直ちに安全な着岸地へ向けて発航しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第10条 前条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客を下船させたいえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの安全な着岸地に着舷し、安全を確認し、旅客を下船させたいえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 11 条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、当該地について市長の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの避難図については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第 12 条 船長は、第 10 条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「応急対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(運航の再開)

第 13 条 第 9 条により運航を中止した船舶は、離着岸地の安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合、又は警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(発災後の措置)

第 14 条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第 5 章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 15 条 運航管理者は、当市単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 16 条 運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

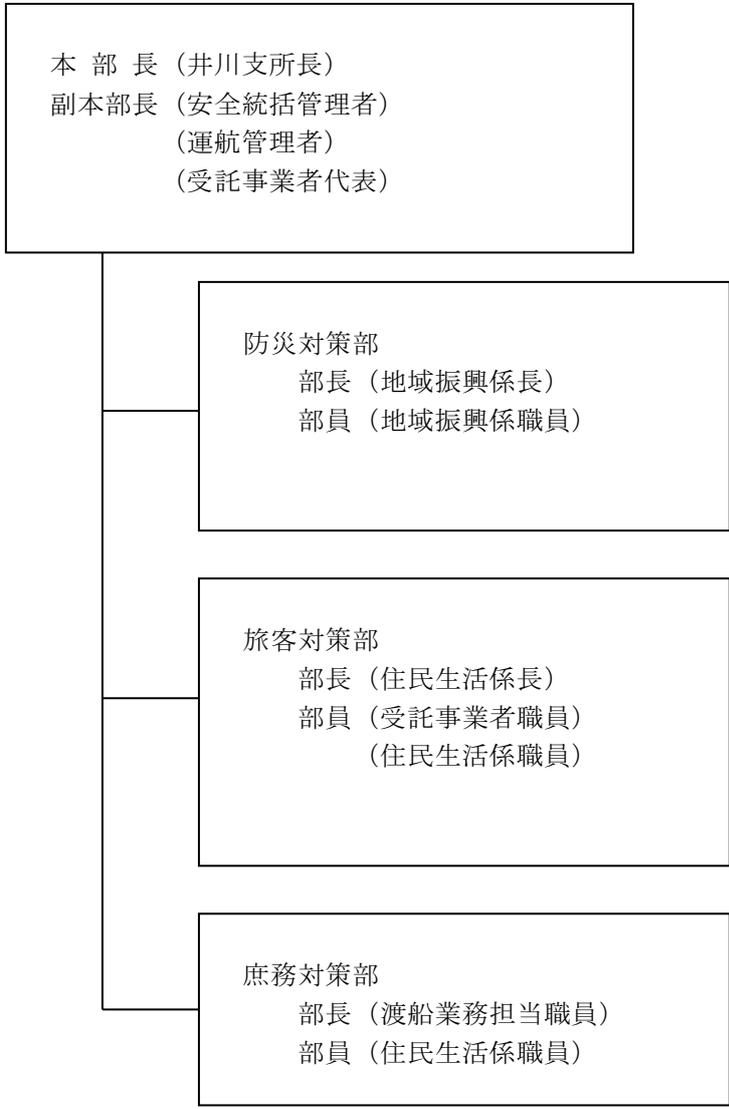
(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

静岡市役所井川支所



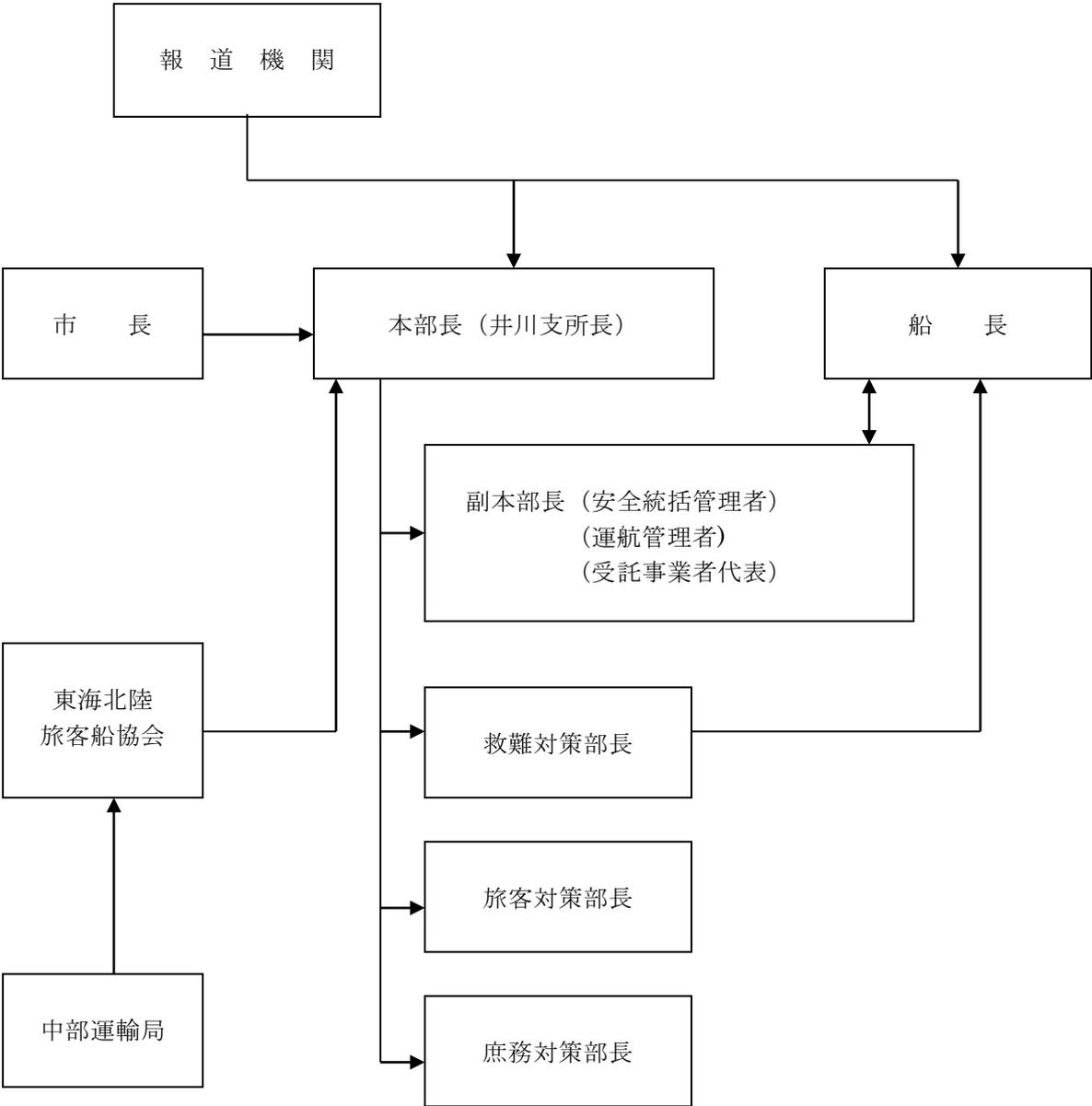
地震防災対策組織の要員の職務

1 静岡市役所井川支所地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
防 災 対 策 部 長	1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2 井川湖の使用制限、市長による避難の指示等の状況を調査する。 3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅 客 対 策 部 長	1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2 市長の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶 務 対 策 部 長	1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2 井川支所庁舎その他の使用施設の防災措置を行う。
各 部 員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに静岡市役所井川支所に集合するものとする。
- 3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路



応急対策実施状況通報機関一覧表

機 関 名	担 当 者 名	住 所	電 話 番 号
中部運輸局静岡運輸支局	運 航 労 務 監 理 官	静岡市清水区日の出町 9 番 1 号	0543-52-0159
静 岡 市 役 所	葵 区 本 部	静岡市葵区追手町 5 番 1 号	054-221-1012
静 岡 中 央 警 察 署	(代 表)	静岡市葵区追手町 6 番 1 号	054-250-0110
静岡中央警察署井川交番	交 番 長	静岡市葵区井川 800 番地の 1	054-260-2110